

情報公開審査会の答申概要（答申第 29 号）

- 1 対象公文書 公安委員会会議録及び会議資料（平成 10 年から平成 14 年 3 月 31 日まで）
- 2 対象公文書の所管所属 警察本部警務部総務課公安委員会事務担当室
- 3 異議申立て等の経緯
- (1) H14. 4. 1 公開請求 (4) H14. 7. 5 諮問
- (2) H14. 5.31 一部公開決定 (5) H16.10. 8 答申
- (3) H14. 6.25 異議申立て
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
対象公文書について、一部公開とした実施機関の決定は妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断
<p>(1) 被疑者、被害者その他関係者の人定事項、発生場所、身上事項、供述内容及び被害状況に関する情報</p> <p>(2) 警察が関連する協議団体等の役員、駐在所職員の配偶者、争訟事件の当事者、警察職員採用予定者等の個人の氏名、出身校等に関する情報</p> <p>(3) 警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名等に関する情報</p>	7条2号 (個人情報)	<p>(1) 7条2号本文該当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被疑者、被害者その他関係者の人定事項、警察が関連する協議団体等の役員及び駐在所職員の配偶者の氏名等は、明らかに特定の個人が識別される。 ○ 事件・事故の詳細な発生場所は、その他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される。 ○ 被疑者、被害者その他関係者の身上事項、供述内容及び被害状況は、当該個人の私生活に直接かかわるとともに、人格に密接に関連する情報であることから、当該情報を公にすると、個人識別部分を除いてもなお個人の権利利益を害するおそれがある。 ○ 警察が関連する協議団体等の役員の氏名を公開すると、当該個人が警察協力者であることが反社会的勢力に知られ、当該個人の生命、財産等に不法な侵害等を加えられるおそれがある。 <p>(2) 7条2号ただし書該当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民の知りうる状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要であり、過去に記者発表されたとしても、公開請求の時点では公にされているとは認められない場合や、その後の取扱いにより慣行として公にされていると認められない場合もある。 過去に、実施機関が記者発表したことをもって、慣行として公にされている情報と解することはできない。 ○ 警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名については、警察において人事異動の公表を行っておらず、また、職員録にも記載していないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。
<p>(1) 指紋検出原料の採掘場所に関する情報</p> <p>(2) 指定自動車教習所の卒業生数及び講話実施率に関する情報</p>	7条3号 (事業活動情報)	<p>(1) きわめて特殊な指紋検出原料の採掘場所を公開すると、当該原料の採掘事業所が容易に特定されることとなる。また当該事業所の生産技術、営業上のノウハウに関する内部管理情報であることから、当該事業所の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある。</p> <p>(2) 指定自動車教習所ごとの年間の卒業生数等を公開すると、教習所の営業実績が推測され、当該教習所の社会的評価に直接影響を及ぼし、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。</p>

<p>(3) 公安委員の特定団体に対する見解に関する情報</p> <p>(4) 警察学校の初任科教養におけるボランティア活動の派遣先に関する情報</p>	<p>7条3号 (事業活動情報)</p>	<p>(3) 公安委員が言及した特定団体に対する見解を公開すると、当該団体の名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれがあり、当該団体の正当な利益を害するおそれがある。</p> <p>(4) 警察学校の初任科教養の一環として行われるボランティアの派遣を受け入れるか否かは当該法人等の内部管理情報であり、ボランティアの派遣先を公開すると、当該法人等の名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれがあり、当該団体の正当な利益を害するおそれがある。</p>
<p>(1) 捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制に関する情報</p> <p>(2) 警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢に関する情報</p> <p>(3) 警察協力者及び警察職員宿舍所在地等に関する情報</p> <p>(4) 捜査支援システム及び通信システムに関する情報</p>	<p>7条4号 (犯罪の予防・捜査等情報)</p>	<p>(1) 捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制を公開すると、今後の当該事件の捜査及び公判の維持に支障を及ぼし、犯罪企図者等が対抗措置を講じ、若しくは当該手口を模倣し、又は留置人が逃亡するなど、捜査若しくは公判の維持又は留置管理業務に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(2) 警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢を公開すると警察の対処能力、情報収集及び分析能力が明らかになり、テロなどを取行しようとする勢力が対抗措置を講じるなどのおそれがあり、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(3) 警察協力者及び警察職員宿舍所在地等を公開すると、協力者及び警察職員が対象勢力等から危害を加えられるおそれがあり、協力者から今後の協力が得られないおそれがある。</p> <p>(4) 捜査支援システム及び通信システムの設置場所、性能等を公開すると、対象勢力が施設の破壊、システムの妨害を行うおそれがあるほか、対抗措置を講じるなど、当該システムの保安及び犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>(1) 報告案件等に係る公安委員の質疑内容に関する情報</p> <p>(2) 懲戒等の処分方針及び内容に関する情報</p>	<p>7条5号 (審議、検討又は協議に関する情報)</p>	<p>(1) 警察本部からの報告案件に対する質疑の過程における、公安委員の事件事故の背景等に踏み込んだ発言内容や取扱事象に対する批判的見地からの発言内容を公開すると、外部からの圧力等により率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>(2) 意思形成過程の情報であり、公開すると、外部からの圧力により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 また、意思決定後においても、今後の同種事案の協議等に支障を及ぼすおそれがある。</p>
<p>(1) 相談業務における相談内容等に関する情報</p> <p>(2) 付審判決定事件等争訟に関する情報</p> <p>(3) 警衛・警護警備実施の日程等に関する情報</p>	<p>7条6号 (事務事業情報)</p>	<p>(1) 警察が行う相談業務は、相談者やその内容が秘匿されることを前提に成り立つ業務であり、これを公開すると、相談者との信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(2) 現に争訟中の事件の対応方針等を公開すると、当事者としての地位を不当に害し、将来の同種事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(3) 警衛・警護警備実施の日程等を公開すると、警察に対する対象者の信頼を失うおそれがあるほか、日程等を管理する公的機関や対象者の訪問先等との信頼関係が損なわれ、警衛・警衛活動の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>

(別 紙)
答申第29号

答 申 書

平成16年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「公安委員会の会議及び行政不服審査請求等の会議録一切（H10年度～H14年3月31日までの分）」について、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として「公安委員会会議録及び会議資料（平成11年から平成14年3月31日まで）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、本件公文書が複数の担当課等に関連するため、意見調整に相当の日数を要することから、条例第12条第2項の規定により、公開決定等の期限を平成14年5月31日までとする旨平成14年4月11日に異議申立人に通知した。

その後、実施機関は、平成14年5月31日、本件公文書について一部を除いて公開する一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

- (1) 事件・事故の発生、捜査状況及び検挙に関する報告又は資料における次の部分
 - ア 発生場所等（市町村名を除く。）
 - イ 被疑者、被害者その他関係者の人定事項（本籍、住所、氏名、年齢、職業等。ただし、強制捜査の対象となった被疑者の年齢を除く。）
 - ウ 被疑者、被害者その他関係者の身上事項、供述内容、被害状況等
 - エ 捜査体制及び方針、捜査の経過、捜査手法及び着眼点、犯行手口等
 - オ 通訳体制、留置業務の体制
- (2) 警察が関連する協議団体等の役員、駐在所職員の配偶者、争訟事件の当事者、警察職員採用予定者等の個人の氏名、出身校等に関する部分
- (3) 警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名等に関する部分
- (4) 指紋検出原料の採掘場所に関する部分
- (5) 指定自動車教習所の卒業者数及び講話実施率に関する部分
- (6) 公安委員の特定団体に対する見解に関する部分
- (7) 警察学校の初任科教養におけるボランティア活動の派遣先に関する部分
- (8) 警衛警護、治安警備実施に関する報告又は資料における次の部分
 - ア 警備体制、警備方針、警備措置、警備情勢
 - イ 日程等

- (9) 警察協力者及び警察職員宿舍所在地等に関する部分
- (10) 捜査支援システム及び通信システムに関する部分
- (11) 報告事案等に係る公安委員の質疑内容に関する部分
- (12) 懲戒等の処分方針及び内容に関する部分
- (13) 相談業務における相談内容等に関する部分
- (14) 付審判決定事件等争訟に関する部分

(公開しない理由)

- (1) 条例第7条第2号に該当

上記(1)のア、イ、(2)及び(3)は、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別し得る。また、(1)のウは、個人識別部分を除いても個人の権利利益を害するおそれがある。

- (2) 条例第7条第3号に該当

上記(4)から(7)までは、生産技術、営業上のノウハウ、営業実績又は社会的評価等に影響を及ぼすおそれがある情報であって、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

- (3) 条例第7条第4号に該当

上記(1)のエ、オ、(8)のア、(9)及び(10)は、公にすることにより、犯罪企図者等が対抗措置を講じるなど、警備活動又は犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある。

- (4) 条例第7条第5号に該当

上記(11)及び(12)は、公にすることにより、外部からの圧力により率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

- (5) 条例第7条第6号に該当

上記(8)のイ、(13)及び(14)は、公にすることにより、相手方との信頼関係が損なわれ、争訟当事者としての地位を不当に害するなど、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成14年6月25日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成14年7月5日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関の理由説明書に対する意見書は提出されず、また、意見の陳述の機会を求めない旨、異議申立人から口頭で意思表示があった。

ア 民間人の犯罪事実、容疑については警察、検察の記者会見等でマスコミ等に住所、氏名、年齢、地位等が公表され、報道されている。特に公務員の不祥事件に対しては公開が抑止力となる。非公開は国民期待の「警察刷新」を完全に否定するものである。

イ 異議申立人による刑事告発準備にも全面公開は必要である。既に時効の事件もある。

ウ 公安委員会は「21世紀に残る国民の生命、財産を守る」のであるから、犯罪隠しの公文書の部分非公開は憲法に違反する。公安委員会は会議録、会議資料、犯罪の公文書については全面公開をして、国民の権利を守るべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

(1) 同号本文の該当性について

ア 被疑者、被害者その他関係者の本籍、住所、氏名、年齢、職業等に関する部分は、特定の個人を識別できる情報であり、事件・事故の発生場所の詳細な部分、及び警察職員採用予定者等の出身校名は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる。

イ 被疑者、被害者その他関係者の身上事項、供述内容、被害状況等に関する部分は、当該個人の私生活に直接かかわる私的な情報及び人格に密接に関連する情報であり、個人識別部分を除いてもなお個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 警察が関連する協議団体等の役員、警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）、駐在所職員の配偶者及び争訟事件の当事者の氏名等に関する部分は、特定の個人が識別される。

(2) 同号ただし書の該当性について

ア 過去に広報・報道された事件・事故に含まれる個人情報について、同号ただし書イの「慣行として公にされている」とは、現に公衆の知りうる状態に置かれており、かつ、それが社会通念上慣行と言えるものであると解されるところ、一度広報等が行われたことをもってこれに該当するとは言えない。

イ 警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）については、人事異動の公表を行っておらず、同号ただし書イに該当しない。

2 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

- (1) 指紋検出原料の採掘場所に関する部分は、きわめて特殊な当該原料の採掘事業所を容易に特定するものであり、また当該事業所の生産技術、営業上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該事業所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (2) 指定自動車教習所の卒業生数及び講話実施率に関する部分は、教習所の営業実績が推測されるとともに、当該教習所の社会的評価に直接影響を及ぼすおそれのある情報であって、公にすることにより、当該事業所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (3) 公安委員の特定団体に対する見解に関する部分は、当該団体の名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれがある情報であり、その団体名を公開すると、当該団体の正当な利益を害するおそれがある。
- (4) 警察学校の初任科教養におけるボランティア活動の派遣先に関する部分は、当該法人等の内部管理情報であるとともに、名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれのある情報であり、その派遣先を公開すると、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

- (1) 事件・事故の発生、捜査状況及び検挙等に関する報告又は資料における、捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制に関する部分は、公にすることにより、今後の当該事件の捜査及び公判の維持に支障を及ぼし、犯罪企図者等が対抗措置を講じ、又は当該手口を模倣するなどのおそれがある。
- (2) 警衛警護、治安警備実施に関する報告又は資料における、警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢に関する部分は、公にすることにより、警察の対処能力、情報収集及び分析能力が明らかになり、テロなどを敢行しようとする勢力が対抗措置を講じるなどのおそれがある。
- (3) 警察協力者及び警察職員宿舍所在地等に関する部分は、公にすることにより、協力者及び警察職員に危害を加えられるおそれがあり、当該協力者から協力が得られなくなるなどのおそれがある。
- (4) 捜査支援システム及び通信システムに関する部分は、公にすることにより、対象勢力が施設の破壊、システムの妨害を行うおそれがあるほか、対抗措置を講じるなど、システムの保安及び犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある。

4 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）の該当性について

- (1) 報告案件等に係る公安委員の質疑内容に関する部分は、公にすることにより、外部からの圧力等により、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。
- (2) 懲戒等の処分方針及び内容に関する部分は、公にすることにより、外部からの圧力等により率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれ、また、意思決定後に

においても、今後の同種事案の協議等に支障を及ぼすおそれがある。

5 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

- (1) 相談業務における相談内容等に関する部分は、相談業務は相談者やその内容が秘匿されることを前提に成り立つ業務であり、これを公にすると、相談者との信頼関係が損なわれるおそれがある。
- (2) 付審判決定事件等争訟に関する部分は、公にすることにより、当事者としての地位を不当に害し、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。
- (3) 警衛・警護警備実施における日程等に関する部分は、これを公にすると、警察に対する対象者の信頼を失うおそれがあるほか、日程等を管理する公的機関や対象者の訪問先等との信頼関係が損なわれるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に対する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

本件公文書は、公安委員会（定例会及び臨時会）の開催日時、出席者、決裁了承事項、各種施策や事件・事故などの報告事項、警視正以上の階級にある職員の任免に係る同意等人事案件や職員の懲戒処分等の個別案件及びそれらに対する公安委員からの質疑の状況が記録された「会議録」と、会議の席上提出された「会議資料」で構成されており、実施機関の庶務を処理する県警察本部において調製し、保存している公文書である。

3 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しない旨規定している。

これは、個人のプライバシーについては、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開することとしている。

同号により非公開とされた情報は、(1)事件・事故の発生、捜査状況及び検挙に関する報告又は資料における、被疑者、被害者その他関係者の人定事項、発生場所、身上事項、供述内容及び被害状況に関する情報、(2)警察が関連する協議団体等の役員、駐在所職員の配偶者、争訟事件の当事者、警察職員採用予定者等の個人の氏名、出身校等に関する情報、(3)警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名等に関する情報である。

- (1) 事件・事故の発生、捜査状況及び検挙に関する報告又は資料における、被疑者、被害者その他関係者の人定事項、発生場所、身上事項、供述内容及び被害状況に関する情報

・同号本文の該当性について

被疑者、被害者その他関係者の人定事項は、明らかに特定の個人が識別される情報である。

また、事件・事故の詳細な発生場所は、その他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報である。

さらに、被疑者、被害者その他関係者の身上事項、供述内容及び被害状況は、当該個人の私生活に直接かかわるとともに、人格に密接に関連する情報であることから、当該情報を公にすると、個人識別部分を除いてもなお個人の権利利益を害するおそれがあり、同号本文に該当すると認められる。

・同号ただし書の該当性について

異議申立人は、「犯罪事実、容疑については、警察、検察の記者会見等でマスコミ等に住所、氏名、年齢、地位等が公表され、報道されている」と主張していることから、同号ただし書の該当性について検討する。

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を例外として公開する旨規定している。

慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民の知りうる状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要であり、過去に記者発表により公にされたとしても、公開請求の時点では公にされているとは認められない場合やその後の取扱いにより慣行として公にされていると認められない場合もあり得るものと考えられる。

過去に実施機関が記者発表したことをもって、慣行として公にされている情報と解することはできず、当該情報はただし書イに該当しない。

なお、当該情報は同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

- (2) 警察が関連する協議団体等の役員、駐在所職員の配偶者、争訟事件の当事者、警察職員採用予定者等の個人の氏名、出身校等に関する情報

警察が関連する協議団体等の役員、駐在所職員の配偶者、争訟事件の当事者、警察職員採用予定者等の個人の氏名、出身校等に関する情報は、特定の個人が識別される情報であり、また、仮にそれのみでは特定の個人を識別することが困難であっても、公にす

ることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

また、警察が関連する協議団体等の役員の氏名を公開すると、当該個人が警察協力者であることが反社会的勢力に知られ、当該個人の生命、財産等に不法な侵害等の危害が加えられるおそれがある。したがって、同号本文に該当すると認められる。

なお、当該情報は、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(3) 警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名等に関する情報

警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名等は、明らかに特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると認められる。

警部補又は同相当職以下の警察職員（警視庁の管理職以外の警部を含む。）の氏名については、警察において人事異動の公表を行っておらず、また、職員録にも登載していないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、当該情報は、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

4 条例第7条第3号の該当性について

条例第7条3号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を、公開しない旨規定している。

なお、同号ただし書は、法人等及び事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にする必要があると認められる情報が記録された公文書は、同号本文の例外として公開することとしている。

同号により非公開とされた情報は、(1)指紋検出原料の採掘場所に関する情報、(2)指定自動車教習所の卒業生数及び講話実施率に関する情報、(3)公安委員の特定団体に対する見解に関する情報、(4)警察学校の初任科教養におけるボランティア活動の派遣先に関する情報である。

(1) 指紋検出原料の採掘場所に関する情報

きわめて特殊な指紋検出原料の採掘場所を公開すると、当該原料の採掘事業所が容易に特定されることとなる。また当該事業所の生産技術、営業上のノウハウに関する内部管理情報であることから、当該事業所の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため、同号本文に該当すると認められる。

(2) 指定自動車教習所の卒業生数及び講話実施率に関する情報

指定自動車教習所ごとの年間の卒業生数を公開すると、教習所の営業実績が推測され、当該教習所の社会的評価に直接影響を及ぼし、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当すると認められる。

また、講話実施率については、公開された教習所ごとの講話実施回数及び受講人員と照合することにより、卒業者数が判明することとなる。

(3) 公安委員の特定団体に対する見解に関する情報

公安委員が言及した特定団体に対する見解を公開すると、当該団体の名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれがあり、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当すると認められる。

(4) 警察学校の初任科教養におけるボランティア活動の派遣先に関する情報

警察学校の初任科教養の一環として行われるボランティアの派遣を受け入れるか否かは当該法人等の内部管理情報であるとともに、ボランティアの派遣先を公開すると、当該法人等の名誉及び社会的評価等に影響を及ぼすおそれがあり、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当すると認められる。

また、これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではなく、同号ただし書に該当しないと認められる。

5 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止するために定めたものである。

同号により非公開とされた情報は、(1)事件・事故の発生、捜査状況及び検挙等に関する報告又は資料における、捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制に関する情報、(2)警衛警護、治安警備実施に関する報告又は資料における、警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢に関する情報、(3)警察協力者及び警察職員宿舍所在地等に関する情報、(4)捜査支援システム及び通信システムに関する情報である。

(1) 事件・事故の発生、捜査状況及び検挙等に関する報告又は資料における、捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制に関する情報

捜査体制・方針、捜査の過程、捜査手法・着眼点及び犯行手口並びに通訳体制及び留置業務の体制を公開すると、今後の当該事件の捜査及び公判の維持に支障を及ぼし、犯罪企図者等が対抗措置を講じ、若しくは当該手口を模倣し、又は留置人が逃亡するなど、捜査若しくは公判の維持又は留置管理業務に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(2) 警衛警護、治安警備実施に関する報告又は資料における、警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢に関する情報

警備体制、警備方針、警備措置及び警備情勢を公開すると、警察の対処能力、情報収集及び分析能力が明らかになり、テロなどを敢行しようとする勢力が対抗措置を講じるなどのおそれがあり、今後の警備活動に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(3) 警察協力者及び警察職員宿舍所在地等に関する情報

警察協力者及び警察職員宿舍所在地等を公開すると、協力者及び警察職員が対象勢力等から危害を加えられるおそれがあり、協力者から今後の協力が得られないおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(4) 捜査支援システム及び通信システムに関する情報

捜査支援システム及び通信システムの設置場所、性能等を公開すると、対象勢力が施設の破壊、システムの妨害を行うおそれがあるほか、対抗措置を講じるなど、当該システムの保安及び犯罪捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

6 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、非公開情報を定めたものである。

すなわち、行政における内部的な審議・検討等に関する情報の中には、公にすることにより、審議、検討又は協議の際の自由な意見交換や公正な意思決定が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、特定の者に不当に利益や不利益をもたらすおそれがあるものがあるので、これらを防止しようとするのが本号の趣旨である。

同号により非公開とされた情報は、(1)報告案件等に係る公安委員の質疑内容に関する情報、(2)懲戒等の処分方針及び内容に関する情報である。

(1) 報告案件等に係る公安委員の質疑内容に関する情報

警察本部からの報告案件に対する質疑の過程における、公安委員の事件事故の背景等に踏み込んだ発言内容や取扱事象に対する批判的見地からの発言内容を公開すると、外部からの圧力等により率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(2) 懲戒等の処分方針及び内容に関する情報

これらは意思形成過程の情報であり、公開すると、外部からの圧力により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、意思決定後においても、今後の同種事案の協議等に支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

7 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号は、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が記録された公文書を、公開しない旨規定している。

また、同号は当該事務又は事業の内容及び性質に着目して類型化し、各類型ごとに、公にすると事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものを例示列挙している。

なお、当該事務又は事業には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれるものである。

同号により非公開とされた情報は、(1)相談業務における相談内容等に関する情報、(2)付審判決定事件等争訟に関する情報、(3)警衛・警護警備実施における日程等に関する情報である。

(1) 相談業務における相談内容等に関する情報

警察が行う相談業務は、相談者やその内容が秘匿されることを前提に成り立つ業務であり、これを公開すると、相談者との信頼関係が損なわれ、業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(2) 付審判決定事件等争訟に関する情報

現に争訟中の事件の対応方針等を公開すると、当事者としての地位を不当に害し、将来の同種事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

(3) 警衛・警護警備実施における日程等に関する情報

警衛・警護警備実施の日程等を公開すると、警察に対する対象者の信頼を失うおそれがあるほか、日程等を管理する公的機関や対象者の訪問先等との信頼関係が損なわれ、警備・警衛活動の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、同号に該当すると認められる。

8 異議申立人のその他の主張について

異議申立人が、異議申立書の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

9 まとめ

以上の理由により、本件公文書につき、条例第7条第2号から第6号までに該当することを理由に一部非公開とした決定は妥当であると認められるので、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 5	○ 諮問を受けた。(諮問案件第47号)
14. 9. 13	○ 実施機関(公安委員会)から理由説明書を受理した。
16. 7. 16 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 8. 10 (第115回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 8. 31 (第116回審査会)	○ 事案の審議を行った。